

# お知らせ

## まちのデータ

(平成 28 年 2 月 29 日現在)

人口	27,242 人	交通事故発生件数	
男	12,820 人	(2月中、物損含む)	
女	14,422 人	有田川町	41 件
10,432 世帯		死者	0 人 負傷
			5 人
			湯浅警察署調べ



お問い合わせ  
せんわばんごう

**吉備庁舎**  
**金屋庁舎** 52-2111  
**清水行政局**

城 山 出 張 所 23 - 0001  
粟 生 連 絡 所 22 - 0351  
五 郷 出 出 所 22 - 0254  
安 諭 道 課 26 - 0001  
水 水 課 52 - 5356  
A L E C (ア レ ッ ク) 52 - 4730

環 境 セ ン タ ー 52 - 5384  
プ ラ ス チ ッ ク 収 集 場 52 - 7855  
休 日 急 患 診 療 所 52 - 4882  
有 田 聖 苑 52 - 3055  
子 育 て 支 援 セ ン タ ー 52 - 5474  
有 田 川 町 少 年 セ ン タ ー { 090-7966-1697  
52 - 8744

### 相談

#### 一日行政相談所

● 4月28日(木)  
・きび保健福祉センター  
13時～16時

#### 問吉備庁舎総務課

### 子育て

#### 児童手当の支給

出生から中学校修了まで(15歳に達した後、最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給されます。公務員(独立行政法人などは除く)の方は所属庁からの支給になります。

児童手当は、原則申請した月の翌月から支給されます。ただし、事由発生日(お子さんの出生日などの、支給理由の発生日)の翌日から数えて15日以内の申請であれば、翌月の申請であっても事由発生日に申請があったものとみなすことができます。

※申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

#### 支給月額

支給要件 (所得・児童の年齢)	支給月額 (平成 24 年 6 月～)	
所得制限 限度額未満	0 歳～3 歳未満 (一律)	15,000 円
	3 歳以上小学校修了前 (第 1 子・第 2 子)	10,000 円
	3 歳以上小学校修了前 (第 3 子以降)	15,000 円
	中学生 (一律)	10,000 円
所得制限限度額以上 (一律)	5,000 円	

所得制限限度額は扶養家族などの数によって決まります

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0 人	622 万円	833.3 万円
1 人	660 万円	875.6 万円
2 人	698 万円	917.8 万円
3 人	736 万円	960 万円
4 人	774 万円	1002.1 万円
5 人	812 万円	1042.1 万円

#### ● 手続きに必要なもの

- ・印鑑
  - ・請求者の健康保険被保険者証の写し
  - ・請求者名義の金融機関の口座番号が分かるもの
  - ・個人番号が確認できる書類(マイナンバーカードまたは通知カード)
  - ・請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- ※対象者のみ次の書類も添付してください
- ・児童手当用所得証明書【前年分】(他市町村より転入して来られた場合)
  - ・児童の属する世帯全員の省略のないう住民票(対象児童が町外に住所を有する場合)
  - ・その他、支給理由や状況に応じて、必要な書類

#### 問金屋庁舎やすらぎ福祉課

### 育児用品の助成制度をご利用ください

有田川町では、子育てを支援するために、育児に必要な用品の購入費の一部を助成します。

● 対象品目 / チャイルドシート、ベビーカー、ベビーベッド

※お子さま1人につき、対象品目のうちいずれか1品につき1回限り

● 対象者 / 購入時および申請時に有田川町に住民登録のある、6歳未満の子どもを持つ保護者

● 助成額 / 購入した費用の半額(上限1万円)

#### ● 申請時に必要なもの

- ・印鑑
- ・申請者名義の銀行口座の写しなど
- ・領収書(申請者氏名、購入商品名、金額が記載されたもの)
- ※宛名が苗字のみの領収書、レシートタイプの領収書は不可
- ・安全基準を満たしていることが確認できるもの(チャイルドシートの助成申請時のみ必要)

#### 問金屋庁舎やすらぎ福祉課